

第6章 水道メータ

第6章 水道メータ

(メータ)

第28条 メータは、企業団が貸与するものとし、所有者又は使用者等がこれを管理しなければならない。

2 メータは、給水装置に直結して設置しなければならない。

3 集合住宅等に遠隔指示メータ（以下「遠隔メータ」という。）を設置する場合は、企業団承認基準に基づく製品を用いるものとし、費用は申込者が負担するものとする。

〔解説〕

1 メータ

給水装置に取付け、需要者が使用する水量を積算計量するための計量器。

法第16条（給水装置の構造及び材質）が供給水の汚染、漏洩を防止する観点から規定されている趣旨に照らして給水装置に該当する。

2 保管者（使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者）が管理義務を怠ったためメータを忘失、き損したときは、条例第16条第3項に基づき損害額を弁償しなければならない。弁償額は、メータ新規購入費相当額である。（規則第29条）

3 本来企業団は、企業団が貸与したメータについてのみ検針をし、使用料金を請求するものであるが例外的な取扱いとして、集合住宅等において個別検針、個別請求を希望するときは、「集合住宅等における各個検針・各個徴収に関する取扱い」に適合する場合に限り認めるものとする。

4 遠隔メータ

遠隔メータは、メータ本体と離れた場所に、メータと電送ケーブルで接続された受信器を設け、その受信器に使用水量が表示される方式のものである。

その用途は、検針困難な場所のメータや集合住宅等、1か所で集中検針する必要がある場所に使用される。

(1) 遠隔メータの種類

① リモート方式（記憶装置付）

メータ本体の指針を機械的にデジタル表示すると同時に各桁の数値を電氣的に読み取り受信盤に表示する。

② 電子方式

メータ本体の羽根車の回転数を磁気やセンサーにより検出しこれを電子回路で記憶積算し使用量を液晶表示する。

(2) メータ選定の特例

受水槽を設置する建物において、高置水槽からの水圧を考慮し、最上階のみメータ口径を 20 mm に設置する必要がある場合（他の各戸は口径 13 mm とする。）について、料金上口径 13 mm として取扱うことができる。

(3) 手続きの方法

あらかじめ、給水工事申込書に各個メータ設置申請書及び設置条件承諾書を提出し、その条件どおり設備を設置したときは、各個検針・各個徴収に関する特別契約を締結する。

(4) 検査及び一斉検針

契約の締結依頼の後、企業長の指定する日時に施設の基準検査及び一斉検針により指針を合せ開始とする。

(5) 親メータと遠隔メータ（子メータ）との差

親メータの使用水量が各遠隔メータ（子メータ）の合計水量の 10% を超えた場合、その超えた部分の水量に対し、給水条例第 22 条に定める使用料金の最高額の単価を乗じて得た額を、集合住宅設置者又は管理者に請求する。

(6) その他

① 加入分担金は、子メータの口径および個数による合計額とする。

※ 親メータ：公道から宅地内 2.0m 以内の給水管に設置されたもの（企業団貸与メータ）

※ 子メータ：各戸に設置されたもの（私設メータ）

② 遠隔メータは企業団承認基準に適した製品とする。

<承認基準>

ア 県内に会社（営業所を含む）又は工場を有しているメーカー製品。

イ 入札参加資格審査申請書（指名願い）を提出しているメーカー製品。

ウ 企業団の指定する設置基準に適合しているメーカー製品。

③ 集中検針装置申請時に必要な製作図面

ア 特記仕様書

イ 見取図

ウ 配置図

エ 系統図

オ 平面図

カ 配管図

キ PS 内詳細図

ク 受水槽図

ケ ポンプ図

コ 高置水槽図

サ 電気系統図

シ 遠隔メータ関係図

5 集合住宅等におけるメータ1個による全体給水

集合住宅等給水装置を共同で使用する場合は、各戸に**※メータ**を設置することが出来るが、申込者の申請により、企業団貸与メータ1個のみで全体給水することができる。この場合、使用者に対し不利益を被ることがあり料金のトラブルが生じやすいので、申込者は「誓約書」(集合住宅等のメータ1個による全体給水)を企業団に提出しなければならない。

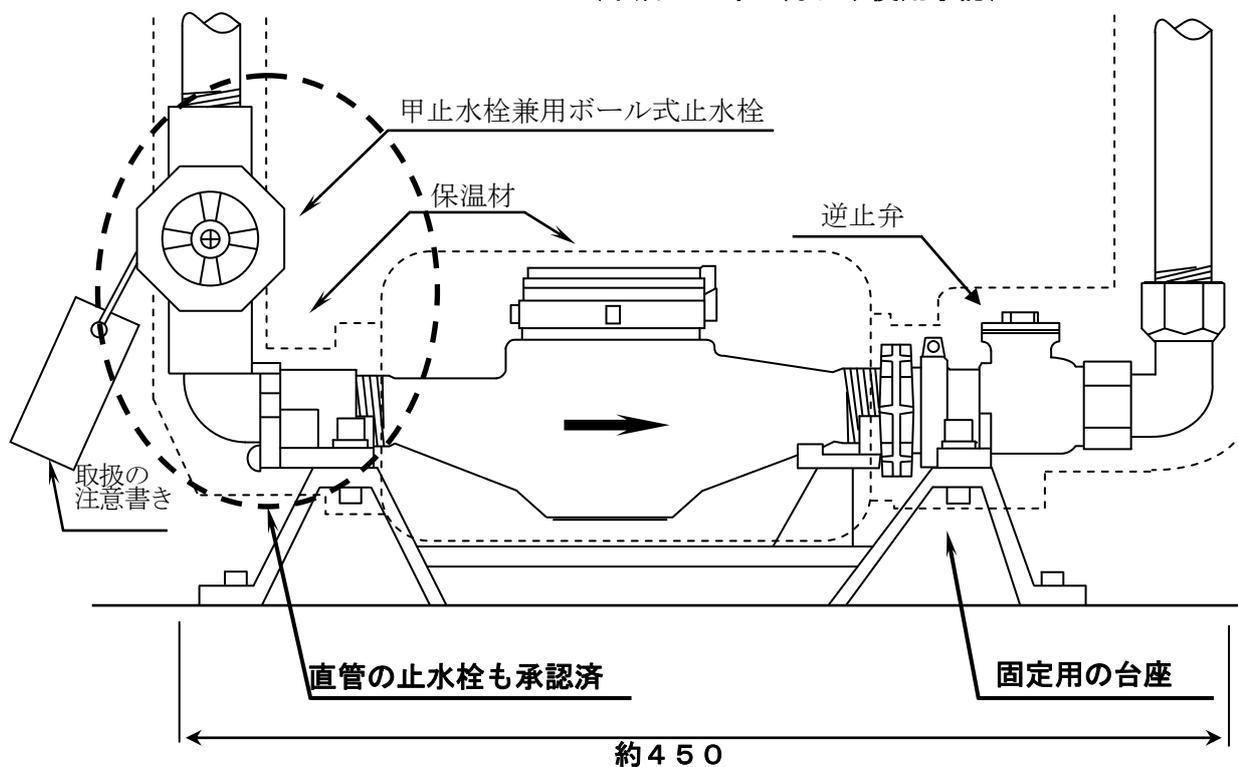
※メータ 水槽給水の場合は、各戸に企業長が認めた①遠隔メータ、②私設の直読平型メータ(平成12年4月1日～平成13年3月31日に設置したものに限り)、③企業団貸与の直読平型メータ(平成13年4月1日以降に設置可能)を設置することができる。

6 集合住宅等における各個検針・各個徴収

平成13年4月1日から、受水槽を有する建物においても、各戸に企業団貸与の直読平型メータを設置することができるものとした。詳細については、「集合住宅等における各個検針・各個徴収に関する取扱い」(後述)による。

PS(パイプシャフト)用メータユニット(13・20mm用)

(平成15年7月より使用承認)



※ PS内で埋設型メータユニットを使用する場合は、揺れ防止の措置を施すこと。

<参考>

○共同住宅における水道について

(昭和 38 年 10 月 26 日 衛水第 36 号各都道府県水道主管部(局)長あて厚生省環境衛生局水道課長通知)

地方公共団体、日本住宅公団等の共同住宅においては、一般に共同住宅の設置者が、水道の施設を設置し、市町村の水道事業者から分水を受けて、共同住宅の各居住者に給水しているが、この場合、市町村の水道事業者の料金徴収については、次の各方法が行われている。

- (イ) 共同住宅の水道の親メータの水量に応じた料金を徴収する。
- (ロ) 各居住者の子メータを個別に点検し、各居住者から料金を徴収するとともに子メータの水量の合計と親メータの水量との差に応じた料金を共同住宅の設置者から徴収する。
- (ハ) 各居住者の子メータを個別に点検し、各居住者からのみ徴収し、子メータの水量の合計と、親メータの水量との差に応じた料金を徴収しない。

しかし、これらの共同住宅は、一般の事務所関係のビル等と異なり、実質的には、一般の個別住宅と変わるところがなく、また、水道事業と同一性格の公益事業である電気、ガス事業も同一事業として個別に供給、料金徴収を行なっているため、共同住宅の設置者または、管理者から要望があった場合においては、当事者間の契約により次の便宜的措置をとることが実態に即して望ましいと考えられるので、この旨関係市町村に対し、周知指導を図られたい。

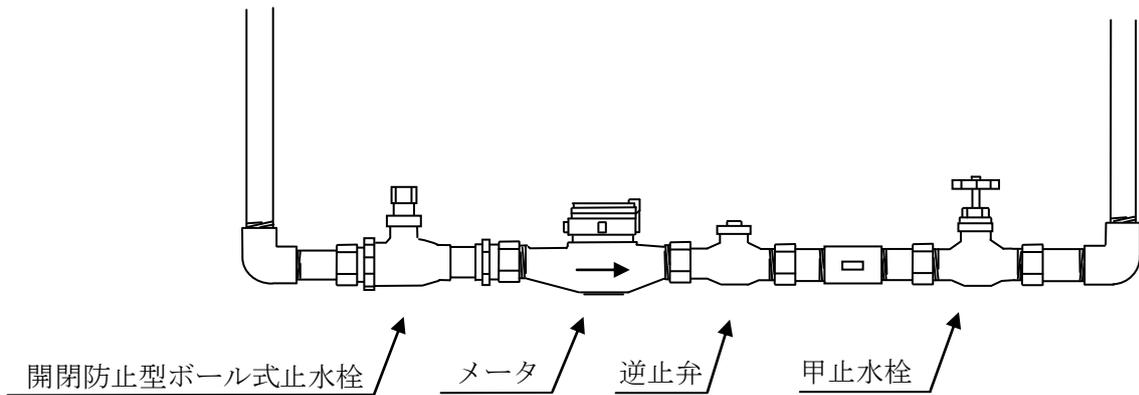
- 1 市町村の水道事業者は、共同住宅の水道についても、その個々の居住者を供給対象とみなして、一般水道事業の受給者に対すると同様の取扱いをすること。
すなわち、メータの検針、料金の徴収は、共同住宅の設置者を対象とせず、個々の居住者を対象とすること。
- 2 共同住宅の設置者が設ける加圧(装置)設置等の特別の管理を要する施設がある場合には、その管理は、従来どおり設置者の管理としてよいこと。
- 3 1 の取扱いを行なう共同住宅については、共同住宅の設置者がその水道施設および給水装置を施工する際に水道事業者が、設計、施工の監督を行ないうるものとするほか、給水装置の立ち入り検査が行いうる等、一般の給水装置に準じた取扱いが、できるよう当事者間において契約することが望ましい。

※ その他のパイプシャフト内メータ設置について

① 設置例 1

メータユニットを設置しない場合

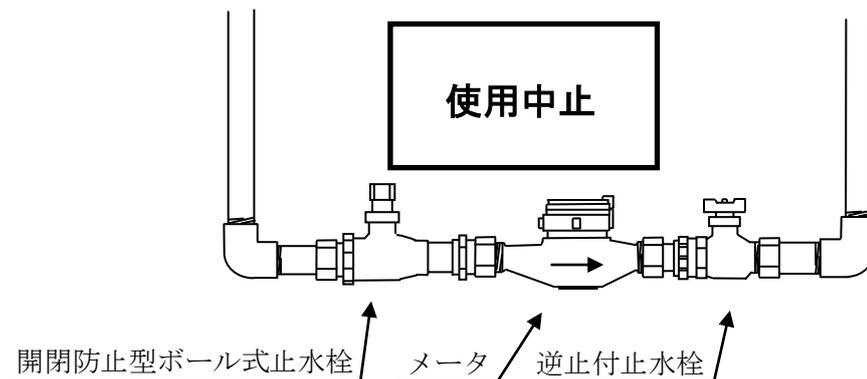
※ 25mm 以上のメータを設置する場合は、企業団と協議すること



② 設置例 2

狭いパイプシャフト内設置の場合（平成22年8月1日から中止）

逆止弁（バネ式カートリッジタイプ）付止水栓の使用については、取替え等維持管理上の問題により使用中止とした ⇒ ユニット設置に変更



集合住宅等における各個検針・各個徴収に関する取扱い

平成 12 年 4 月 1 日 改正

平成 12 年 9 月 1 日 改正

1 背景

一般的に受水槽を有する建物の水道使用水量の算出は、受水槽への給水装置に設置されたメータ 1 個のみの計量により使用水量が算定される。

しかし、今日では中高層住宅（3 階建て以上）が多く建築され、一般の個別住宅と集合住宅における受水槽以降の個々の居住者との間に水道料金の算定のうえで公平を欠く結果を招いている。そこで、企業団では、建物所有者及び入居者の利便を考慮し、一定の条件のもと遠隔指示メータ（集中検針）方式を設置した建物は、特別契約により個別検針及び個別徴収を行っている。

しかしながら、前述の制度では、所有者等にとってメータ取替時に相当な費用負担になることから、従来の遠隔指示メータ方式に加え、平成 13 年 4 月から、一定の条件のもと各戸に企業団貸与の直読平型メータを設置できるものとし、特別契約を締結した後、企業団が各戸のメータを直接検針し、個別徴収する制度を設けることにした。

以下、これら各個検針・各個徴収をするための特別契約を締結する場合の取扱いについて定める。

2 取扱規定

(1) 対象建物

集合住宅等

(2) 条件

① 各戸に設置するメータは、遠隔指示、（集中検針、私設メータ）方式又は企業団貸与の直読平型メータ（以下「子メータ」という。）とする。子メータの設置及び取替その他維持管理に要する費用の一切は、建物設置者又は所有者の負担とする。

※ 私設メータも計量法により 8 年の検定満期があり、メータ器を取替えることが義務付けられている。また、その罰則規定もある。したがって、所有者の費用負担により 8 年毎に取替えること。

なお、子メータを取替える場合、一部助成として「契約子メータの検定満了取替に伴う優遇措置要綱」が適用される。

② 加入分担金及び工事検査手数料の納入

加入分担金及び工事検査手数料は企業団貸与メータ設置の場合と同様、子メータの口径ごと、その合計額を納入するものとする。

③ 親メータと子メータの水量差の請求

遠隔指示方式の場合又は受水槽給水の場合、各子メータは、必ず、企業団が貸与する親メータを経由するものとし、親メータの水量が子メータの合計水量を 10% 超過した場合は、10% を超過した部分の水量に対し、給水条例第 22 条に定める使用料金の最高額の単価を乗じて得た額を、建物設置者又は管理者に請求するものとする。

④ 各戸に設置する子メータは、検針、取替及び保守点検が容易であり、かつ、配管への逆

流をしない機能を備えていること。

※ メータの設置場所は、漏水等により階下に被害を及ぼさないよう防止し又は、排水に必要な措置を講じること。

※ メータの前後には、企業団の指定する開閉防止型ボール式止水栓並びに逆止弁及び甲止水栓を取付けるものとする。ただし、改造を行うにあたり、既に遠隔指示方式（私設メータ）を採用しているものについて、企業長が特に認めた場合は、メータを除き、現状の設備のまま認めることができるものとする。

⑤ 改 造

※ 遠隔指示方式（私設メータ）から直読平型メータ方式へ変更する場合は、「平型メータ設備移行事前協議書」を企業長に提出し、回答後、「平型メータ設備申請書（検満）」に必要な書類を添えて、メータの検定期間満了前までに申し込むこと。なお、この場合の改造工事時期は、検定期間満了時期に合わせて行うものとし、それ以外の時期は受け付けられないものとする。

※ 親メータ 1 個による給水方式から遠隔指示方式（私設メータ）又は直読平型メータ方式へ変更する場合は、「給水装置工事申込書」に必要な書類を添えて申し込むこと。なお、この場合は、新設同様、企業団の指定する開閉防止型ボール式止水栓並びに逆止弁及び甲止水栓を取付けるものとする。

⑥ 子メータの個数を減ずる改造は、当該メータによる計量が将来とも不要となることが客観的に明らかな場合を除き認めないものとする。

⑦ 遠隔指示方式（私設メータ）を採用する場合、集中検針盤は、概ね高さ 1.5m 以上 2.0m 以内で計読が容易でかつ、安全であること。

⑧ 散水栓（共用栓）用メータの設置

親メータでは、水道料金を算定しないので、共有樹木への水まき、受水槽の掃除、ポンプ故障時等に使用する直読直圧給水の散水栓（共用栓）用メータを設置すること。

なお、既設の先行取出し管を共用栓用として利用する場合においては、移設、撤去をしない場合に限り、親メータを経由しない直読平型メータの設置を認めるものとする。

⑨ 建物内配管において、減圧弁を設置する場合は、一次側に保守点検用の止水栓を設置することが望ましい。

⑩ その他必要な条件は、「各個メータ設備申請書及び設置承諾書」によるものとする。

附 則

1 施行期日

この取扱いは、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2項第2号①の企業団貸与の直読平型メータの設置及び同項同号⑤の直読平型メータ方式への変更の取扱いについては、平成13年4月1日から施行する。

2 経過措置

企業団貸与の直読平型メータの設置は、平成13年4月1日から実施するにあたり、経過措置として、平成12年4月1日から13年3月31日までの間に、企業長が認めた私設の直読平型メータを設置した場合については、遠隔指示方式（私設メータ）を採用したものとみなし、同様の取扱いができるものとする。ただし、各個検針・各個徴収できる期間は、第1回目の検定期間満了時までの間とし、この期間を超えて、各個検針・各個徴収の適用を受ける場合は、企業団貸与の直読平型メータに改造するものとする。この場合、事前に企業長に改造申込をするものとし、改造に要する一切の費用は、建物の設置者又は所有者の負担とする。

3 私設の直読平型メータ設置申込に関する経過措置

前項の経過措置適用期間内に私設の直読平型メータ設置を申込む者は、「給水装置工事申込書」に添えて、「各個メータ設置申請及び設置条件承諾書」に『**私設**遠隔指示メータ』と明示し、「各個検針・各個徴収に関する特別契約」の締結とともに提出するものとする。

なお、第2項第2号⑤に規定する企業団貸与の直読平型メータに変更する場合の申込の際は、新たに「給水装置工事申込書」及び「各個メータ設置申請及び設置条件承諾書」の提出並びに「各個検針・各個徴収に関する特別契約」を締結するものとする。

(メータ取扱基準)

第 29 条 メータは、使用者別、用途別、建物別等の条件を考慮して設置するものとする。

2 使用廃止及び口径変更により撤去したメータは速やかに企業団に返納しなければならない。

3 メータは、検定有効期間 8 年以内毎に取替えなければならない。

[解 説]

1 メータは、配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具までの一系統の給水装置の一単位であり、これに 1 個のメータを設置することを原則とする。

また、メータは法第 16 条の主旨から給水装置である。(水道法逐条解説)

すなわち、給水装置はメータを除き直接需要者が負担し設置したもので、その所有権及び維持管理は本来需要者に帰属するものであり、メータと一体となって給水装置として成り立つものである。

(1) 同一建物において店舗、事務所、住宅等用途が異なる場合は、それぞれに 1 個のメータを設置することができる。

(2) 同一建物においても世帯が独立した (いわゆる 2 世帯住宅) 構造のものは、メータをそれぞれ設置することができる。

(3) 水槽給水方式の場合は、受水槽 1 つにつき 1 個のメータとする。(施行規則第 26 条の 2)

(4) 直圧の集合住宅等で各戸が独立した構造である場合は、各世帯ごとにメータを設置することができる。

2 メータの返納について

メータは、企業団が貸与しているものである。

従って、不要となったメータといえども、需要者又は指定工事業者が保管することなく、直ちに企業団に返納すべきものである。(遠隔子メータ除く)

3 メータの使用有効期間について

メータは計量法で国家検定を受ける義務を規定されており製造修理、または輸入したものは検定を受け、これに合格したものでなければ取引の対照として使用することはできない。

検定の有効期間は検定認印を附した月の翌月 1 日から起算し、それぞれ政令に定める期間とされている。

プラスチック水道メータ 8 年

金属水道メータ 8 年

基準水道メータ 8 年

(1) プラスチックメータとは

指針、上下台板、歯車関係及び羽根車の材質がプラスチックでできているメータのこと。

(2) 金属メータとは

指針、上下台板、歯車関係及び羽根車の材質が一部又は、全部が金属でできているメータの

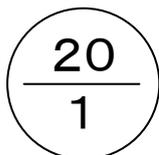
こと。

(3) 検定認印表示（証印玉）

検定有効満期の期限を表わすものである。例えば平成2年1月に検定を受けて合格したプラスチックメータにはすべて下記の数字が刻印されている。

(注)分子の数字は満期年を示し分母の数字は月を示す。

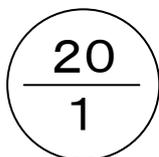
検満時期



● 検満ラベル

メータのふたの裏面に貼り付けることが標準になっている。

(注)計量法上対象となるのは、口径が25 mm以下の接続流羽根車式メータである。



(メータの設置基準)

第 30 条 企業団が貸与するメータ（以下この項において単に「メータ」という。）は、次に掲げる区分により設置するものとする。

(1) 地付け（宅地内）設置する場合

ア 地付け設置できる対象物件

(ア) 2階建てまでの建築物（2階までしか給水しない場合も可）

(イ) 3階建て以上の建築物で、1階及び2階（又は1階のみ）が店舗等、3階以上（又は2階以上）が住宅のように用途が異なる場合、1階及び2階のみ（又は1階のみ）設置可能

イ メータの型式は直読平型メータとし、原則として、官民境界から 2.0m 以内の宅地内で将来の維持管理、検針等に支障のない位置として、常に乾燥していて、かつ、汚染及び損傷の恐れのない場所に設置するものとする。なお、集合住宅等メータを複数設置するもので、官民境界から 2.0m を超えて設置する場合は、2.0m 以内に共用止水栓を設置するものとする。

ウ メータは、水平に取付けるものとし、取り付けにあたっては、流水方向を確認し、逆取り付けとならないようにしなければならない。

エ メータは、ボックス内に設置し保護するものとする。

オ メータは、取替等の維持管理が容易に行えるようメータボックス底部とメータとの間に適当な間隔を設けるようにしなければならない。

(2) 各階各戸（パイプシャフト室内等）に設置する場合

ア 各階各戸に設置できる対象物件

次に掲げる 2 階建て以上の建築物。なお、直結直圧・増圧給水の場合は、官民境界から 2.0m 以内の宅地内に共用止水栓を設置するものとし、受水槽給水の場合は、官民境界から 2.0m 以内の宅地内に親メータを設置するものとする。

(i) 集合住宅

(ii) 店舗付集合住宅の住宅部分

(iii) 店舗ビル、事務所ビル（住宅がないものに限る、階単位で設置）

イ メータの型式は直読平型メータとし、床面から各戸メータ上面までの間が 1.1m 以下の高さに設置するものとする。

ウ パイプシャフト室内（以下「メータ室」という。）等に設置する場合は、扉を開けて指針が直接読み取れるよう、メータの手前及び上部に支障になる物を設置しないこと。

エ メータは、水平にし、パイロットマークが見えるよう設置すること。

オ 1つのメータ室に2個以上の各戸メータを設置する場合は、全階の各戸メータの並び順を統一し、止水栓に各戸ごとの識別札を付けること。

カ メータはメータユニットを使用し設置すること。ただし、メータユニットが承認されていない口径のメータを設置する場合は、メータの前後に、企業団が指定する開閉防止型ボール式止水栓、逆止弁及び甲止水栓を設置すること。

キ 凍結による破損を防ぐため、メータ用凍結防止カバー（検針ができる蓋付のもの）

を設置すること。

ク メータ室は、共用通路に面したところで、乾燥し、汚水が入り難く、常にメータの検針、点検、取替等維持管理がし易い構造とすること。

ケ 建築物にオートロック装置が設置してある場合は、その解除方法を企業団に届け出るものとする。なお、解除方法を変更した場合も同様に届け出るものとする。

2 遠隔指示メータ（集中検針方式）の設置承認

集合住宅等に企業長が認めた遠隔指示メータ（私設メータ）を設置した場合は、各個検針・各個徴収することができるものとする。

(1) 遠隔指示メータの設置

各戸に取り付けるメータの型式は、遠隔指示メータ（以下「遠隔子メータ」という。）とし、メータ室内に設置するものとする。

なお、遠隔子メータの設置方法は、前項第 2 号アの(7)（直結直圧・増圧給水の場合を除く。）、同号イ（メータの型式を除く。）及び同号ウからケに掲げた方法と同様とする。

(2) 集中検針盤の取付場所

集中検針盤の取付場所は、原則として 1 階玄関ホールとし、次の要件を満たしている場所とする。

ア 容易に検針ができること。

イ 安全であること。

ウ 雨がかからない（やむを得ず、屋外に設置する場合は、二重ケース又は屋根付き屋外用防水タイプとする。）こと。

エ 設置位置は、床面から集中検針盤の中心が 1.5m 以上 2.0m 以内の位置を基準とする。

オ 集中検針盤の電源は、交流電源として常に電源の入切ができる状態とする。

3 親メータの設置

遠隔指示メータを設置する場合又は受水槽給水で各戸に直読平型メータを設置する場合は、必ず、企業団が貸与する親メータを経由するものとし、遠隔子メータ又は直読平型メータの水量の合計と親メータの水量に差が生じたときは、差水量分の使用料金を徴収するものとする。なお、使用料金については、給水条例に定める使用料金単価の最高額で算定する。

4 集合住宅等で各個検針・各個徴収する場合の維持管理

給水装置等を所有者、管理者等が善良な管理を行うために、企業長に「各個検針維持管理理念書（集合住宅等用）」を提出するものとする。

附 則

1 施行期日

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条第 1 項第 2 号のアの(7)の受水槽給水で各戸に企業団が貸与する直読平型メータを設置する場合については、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 経過措置

平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に、企業長が認めた私設の直読平型

メータを設置した場合については、第 30 条第 2 項に規定する遠隔指示メータを設置したものとみなし、各個検針・各個徴収の取扱いができるものとする。ただし、各個検針・各個徴収できる期間は、第 1 回目の検定期間満了時までの間とし、この期間を超えて各個検針・各個徴収の適用を受ける場合は、企業団貸与の直読平型メータに改造するものとする。この場合、事前に企業長に改造申込をするものとし、改造に要する一切の費用は、建物の設置者又は所有者の負担とする。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

〔解 説〕

1 メータの設置位置

- (1) 道路と宅地の境界に接近し、分岐部から直角線の延長上であり官民境界より私有地(宅地)内 2.0m 以内とする。(本基準第 7 条参照)

ただし、左右においては概ね 1.0m 以内を原則とし移動できるものとするが、止むを得ないときはメータ設置可能な場所で取出し管の最短距離に設置することができる。

なお、将来の維持管理上支障が生じる恐れがあると思われるときは、関係課(係)と協議し決定する。

ただし、集合住宅等で各戸にメータを設置する場合はこの限りでない。

- (2) メータの設置場所は計画家屋、増改築、塀、築山、土盛り等をも考慮し、将来にわたって常に検針及び取替ができるよう申込者と十分な打合わせをすること。特に車庫になる所は車の下やシャッターの中にならないようにすること。
- (3) メータは給水栓より低位かつ水平となる場所で給水管に直列に設置すること。
- (4) メータはボックス下部と概ね 20 mm～30 mm 程度の間隔を保つよう施工すること。
- (5) 窪地をさけ、水はけのよい場所に設置すること。

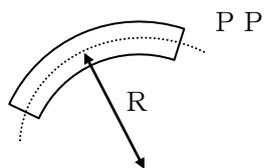
2 メータ設置上の注意事項

- (1) 取付け時に管内に異物(土砂等)が混入されているとストレーナー孔を防ぎ通水を妨げたり、それらが羽根車や歯車にからんで回転を妨げて不回転や遅転の原因となるので管内を洗浄することが必要である。
- (2) メータを水平に保つとは、メータが傾斜していると羽根車と、1 号羽根車の噛み合わせがうまくいかない等円滑な回転がなされず、またピポットが片寄って磨耗するため、遅転現象の原因となることを防ぐためである。
- (3) 取付けの際、パッキンをメータ内にくい込ませたり、位置がずれると器差に影響を及ぼすので注意する。
- (4) メータは投げたり大きな振動を与えると、取付けネジが破損したり内部機構が破損する等、計量に支障をきたすので乱暴に扱わない。

3 ポリエチレン二層管最小曲げ半径

単位：cm

呼び径 (mm) 管種	13	20	25	30	40	50
1種	45	55	70	85	100	120
2種	65	85	105	130	145	180



R：最小曲げ半径

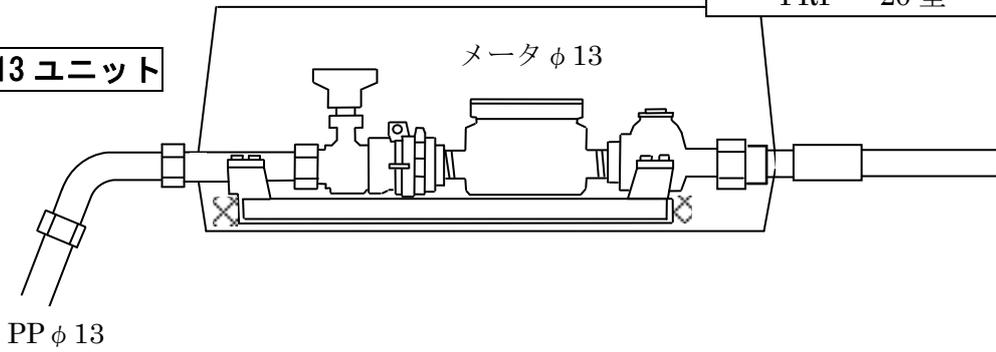
4 逆流防止の措置

配水管の水圧低下、断水等によって生じた負圧による汚水の吸引を防ぐため、メータ下流側には逆止弁を設置すること。

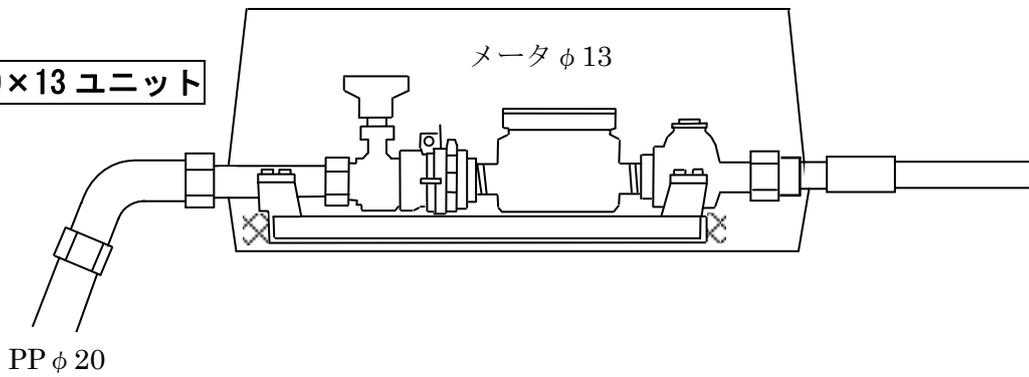
埋設型メータユニット標準図

メータボックス
φ13・20 ユニットの
場合
鋳鉄…25B
FRP…20 型

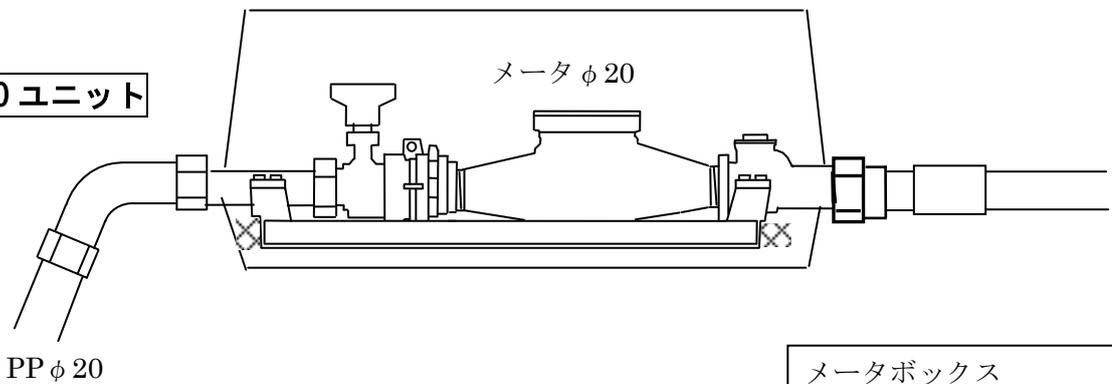
φ13 ユニット



φ20×13 ユニット

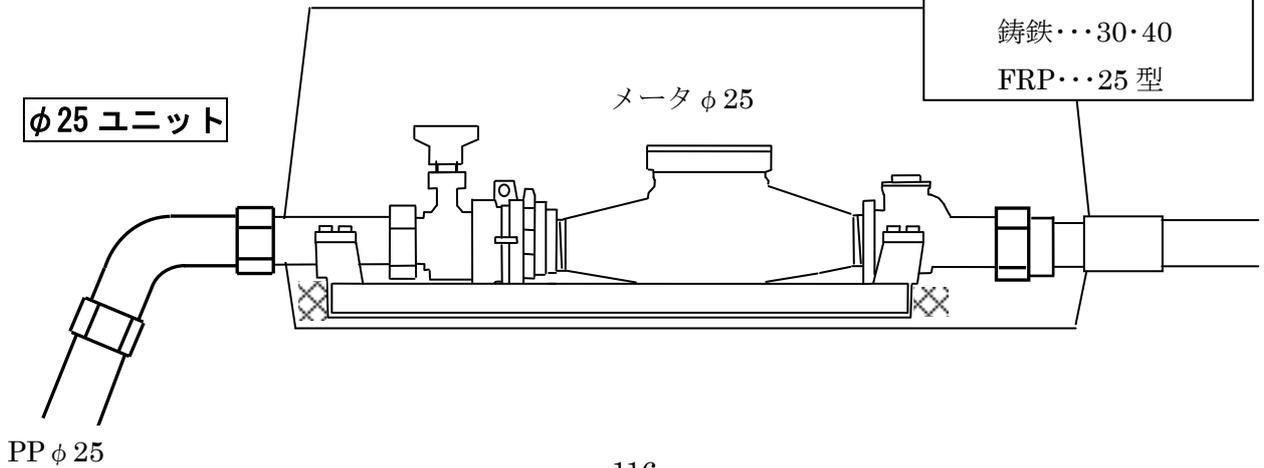


φ20 ユニット



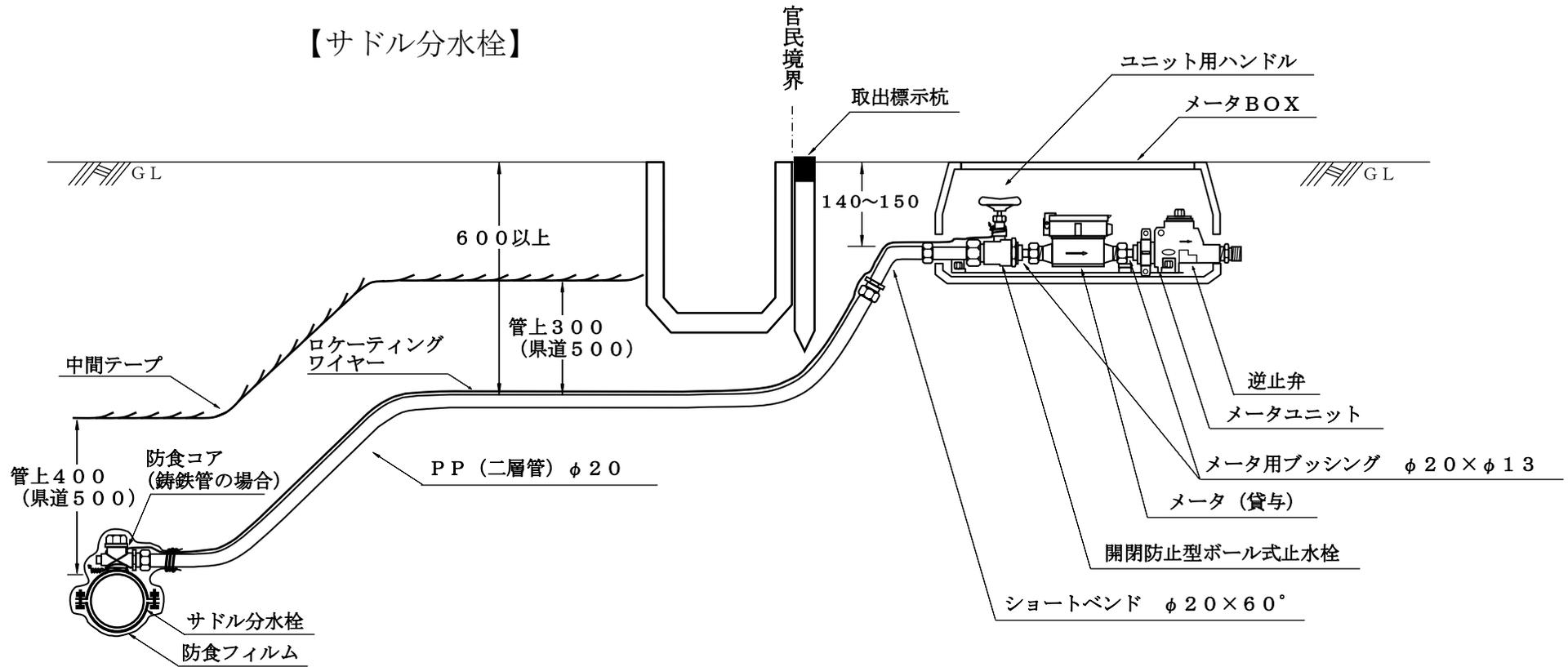
メータボックス
φ25 ユニットの
場合
鋳鉄…30・40
FRP…25 型

φ25 ユニット



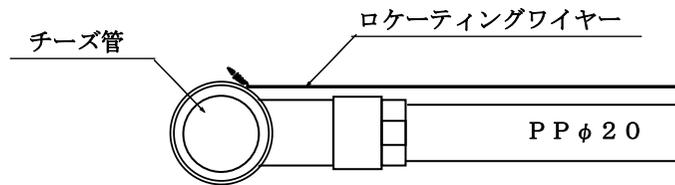
メータ口径 13mm 給水管取出し及びメータ設置標準図 (20mmユニットを使用した場合)

【サドル分水栓】

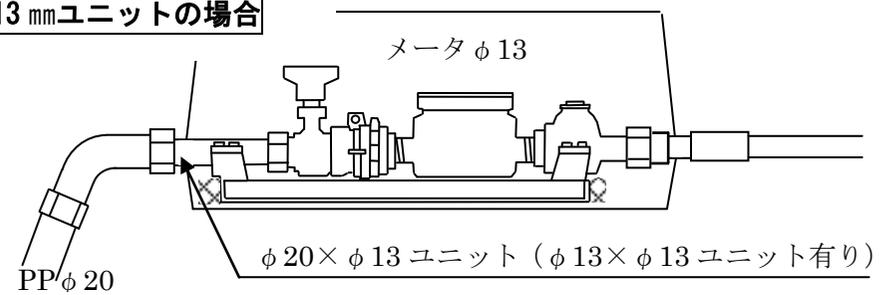


117

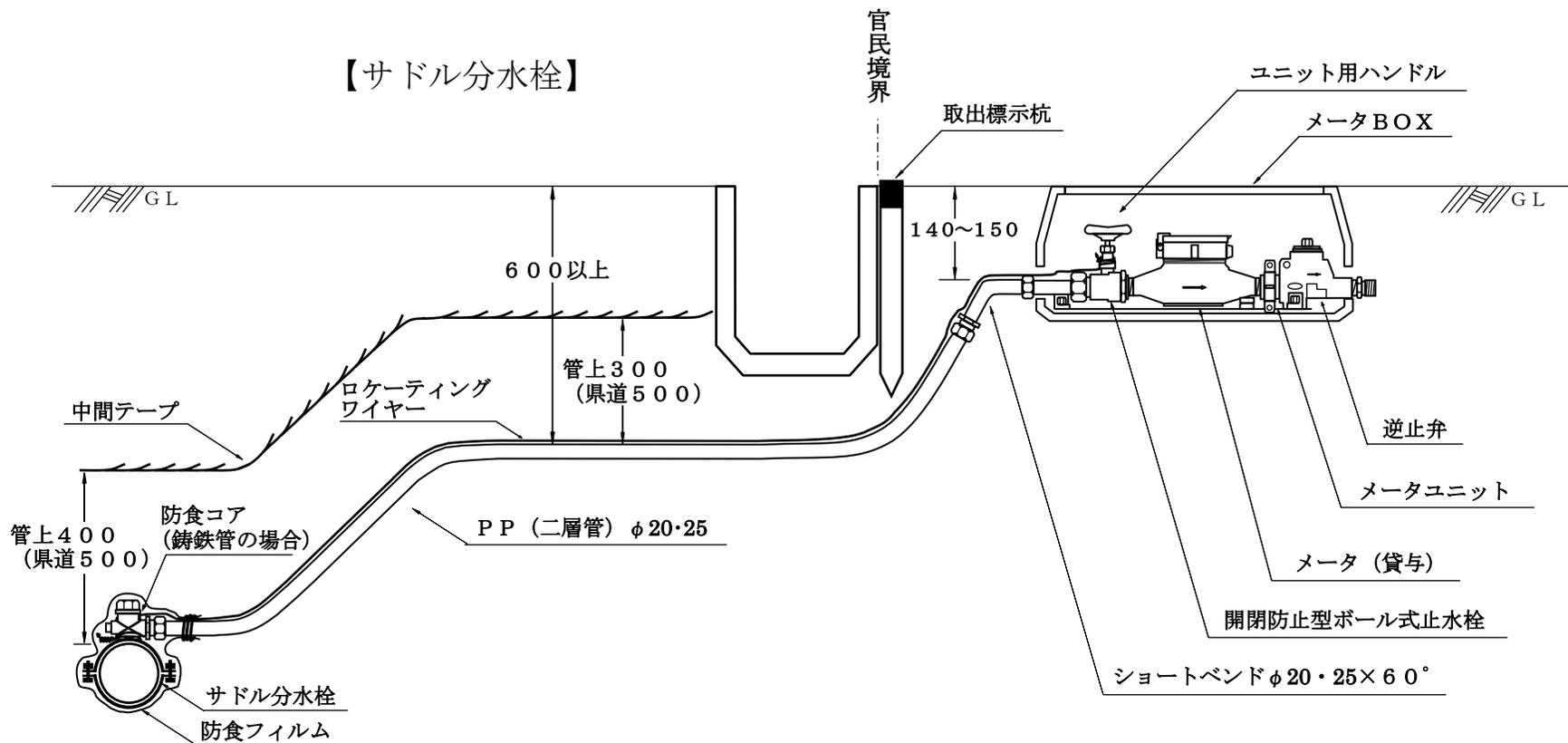
【チーズ管分岐】



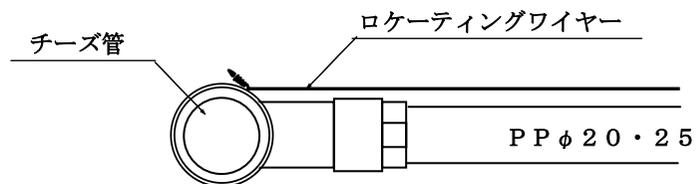
13mmユニットの場合



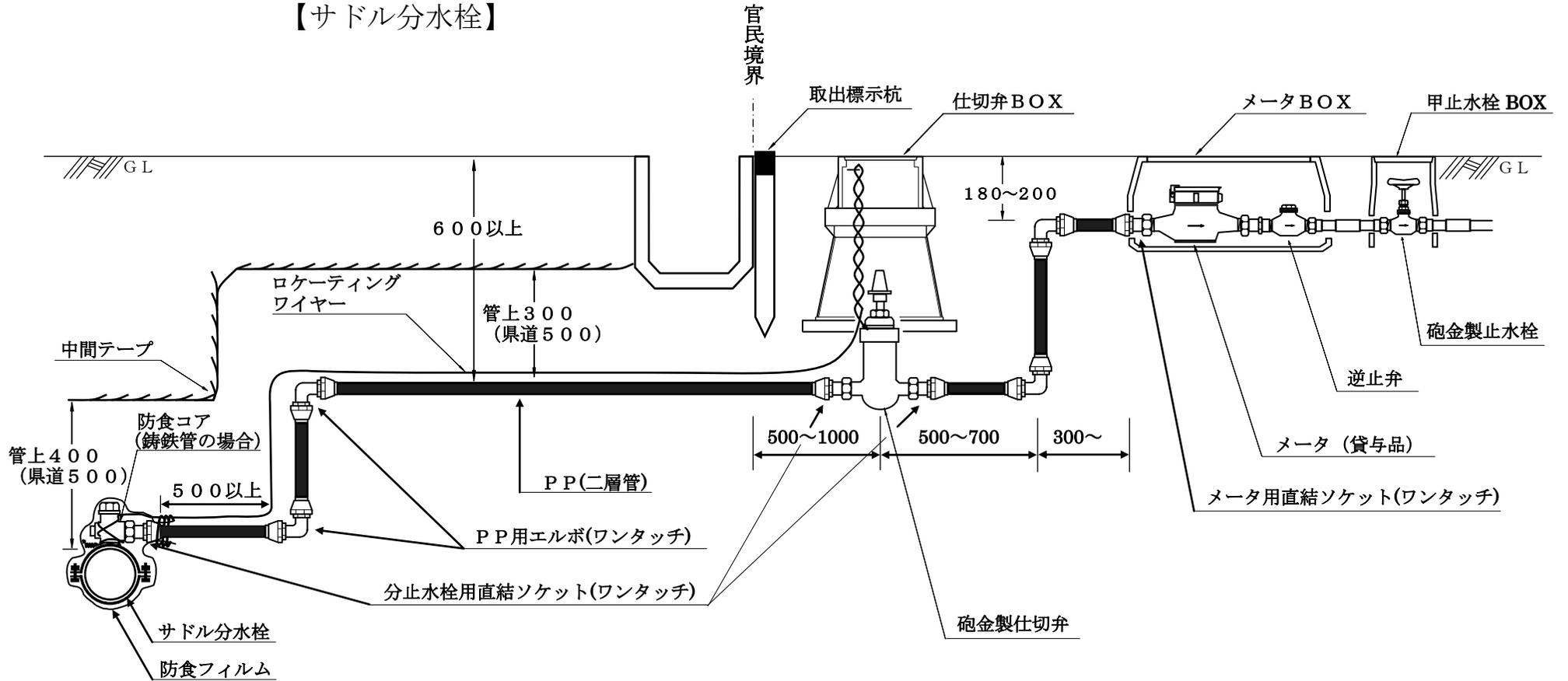
【サドル分水栓】



【チーズ管分岐】

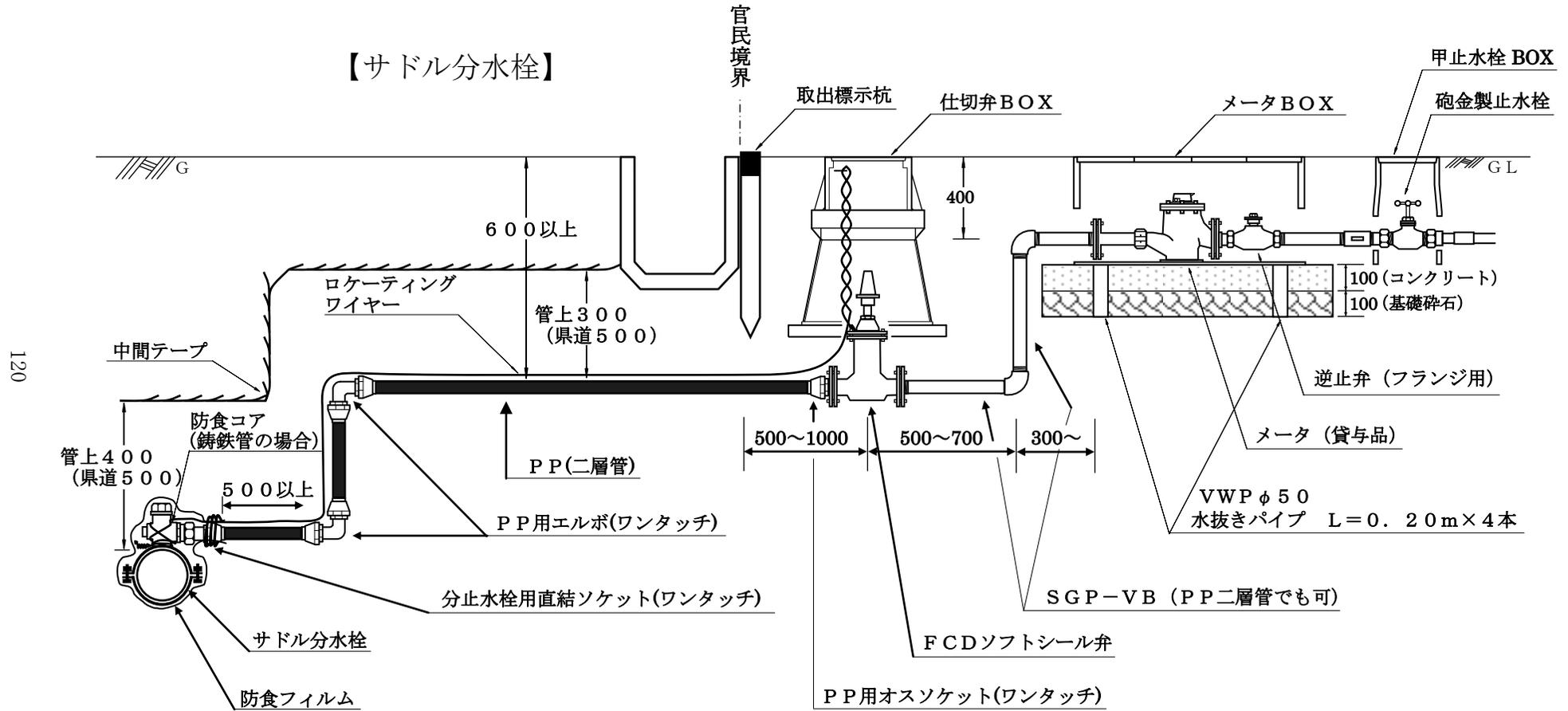


【サドル分水栓】

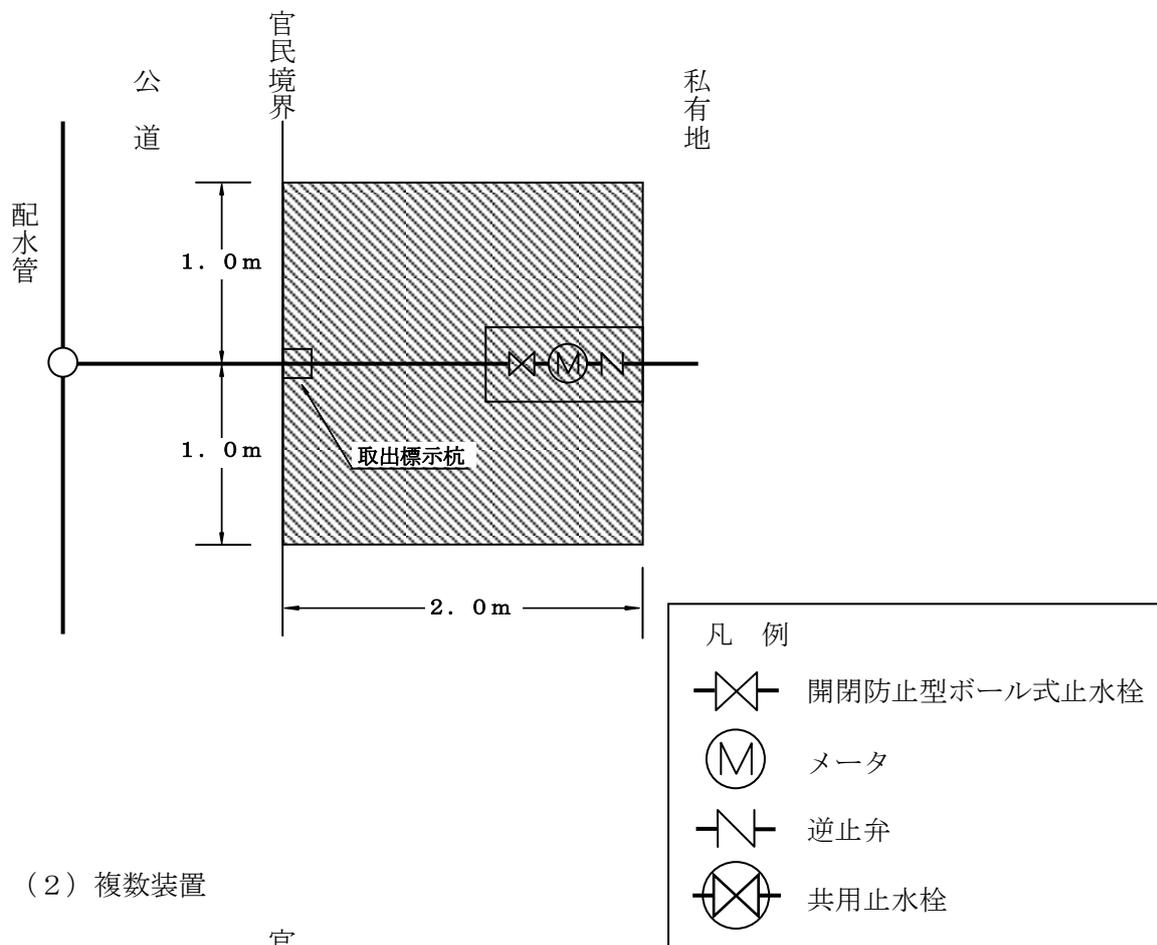


メータ口径50mm 給水管取出し及びメータ設置標準図 ※75mm以上はHPP配管とし、別途協議すること

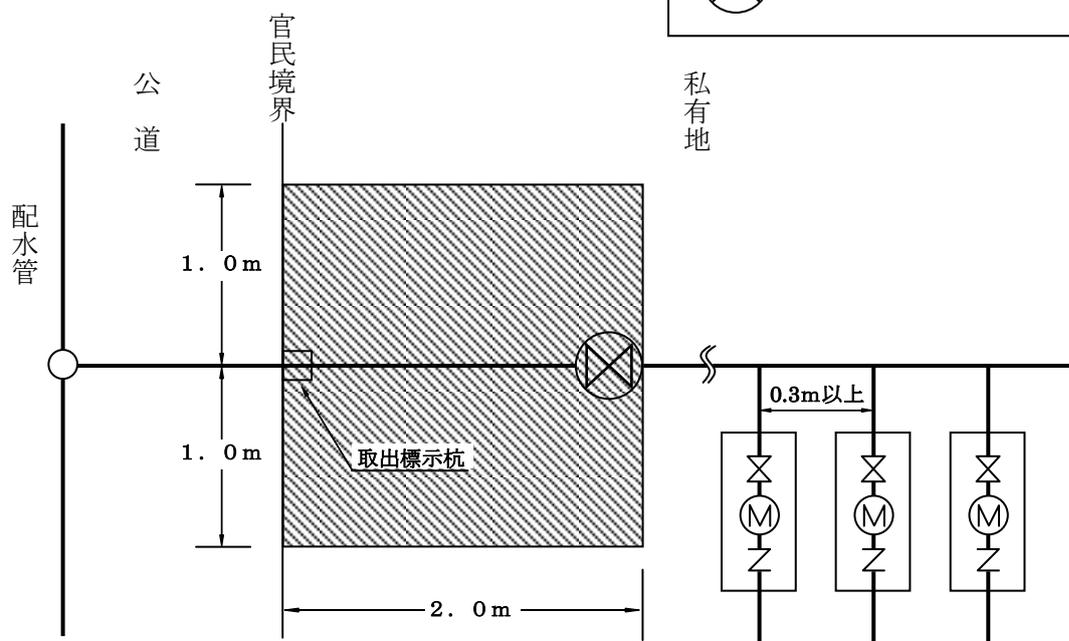
【サドル分水栓】



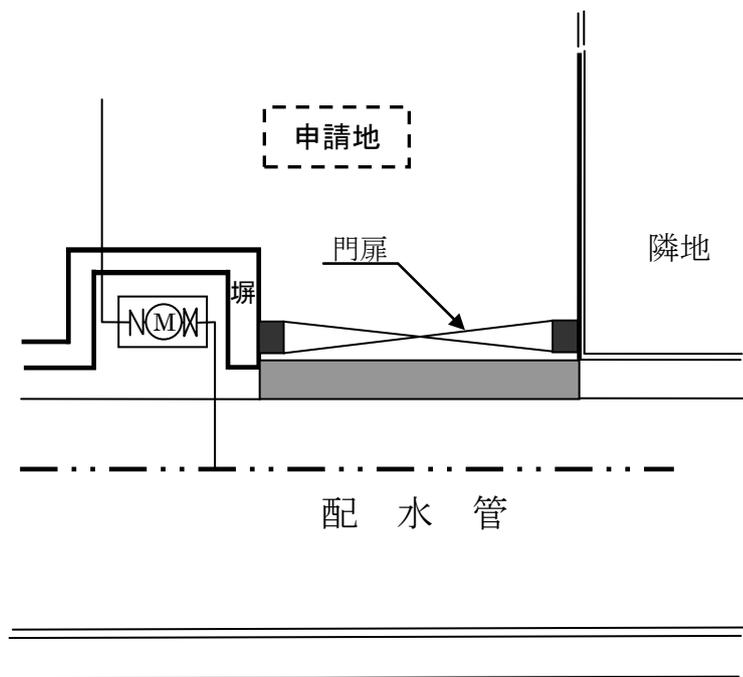
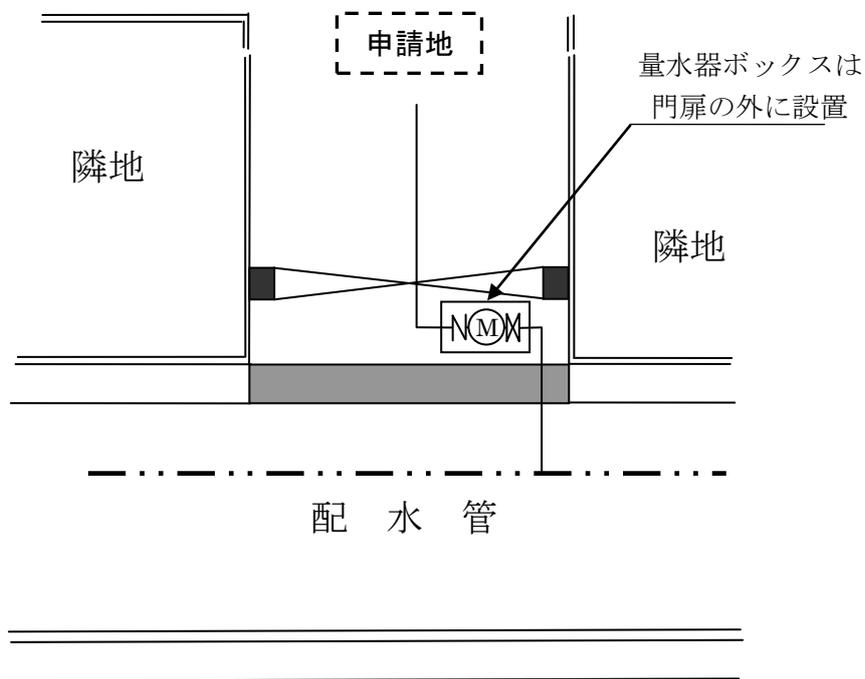
(1) 単独装置



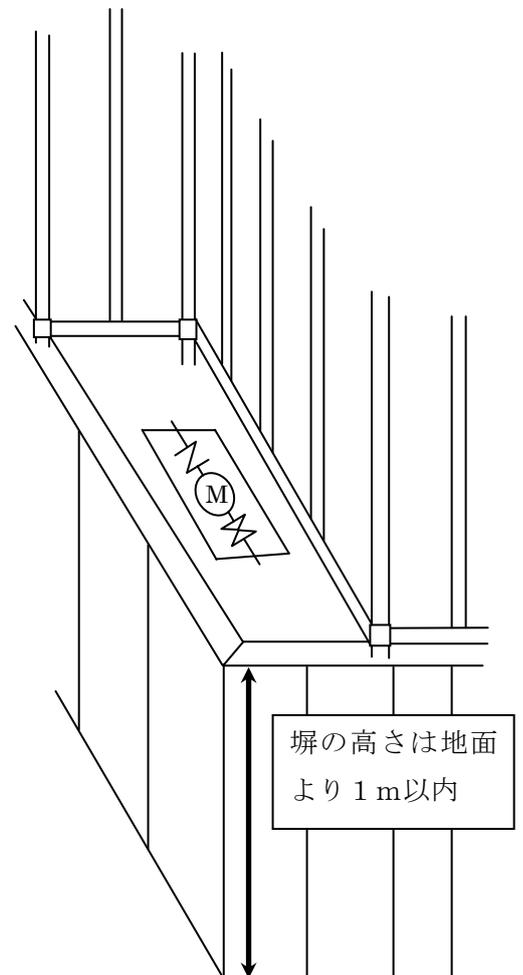
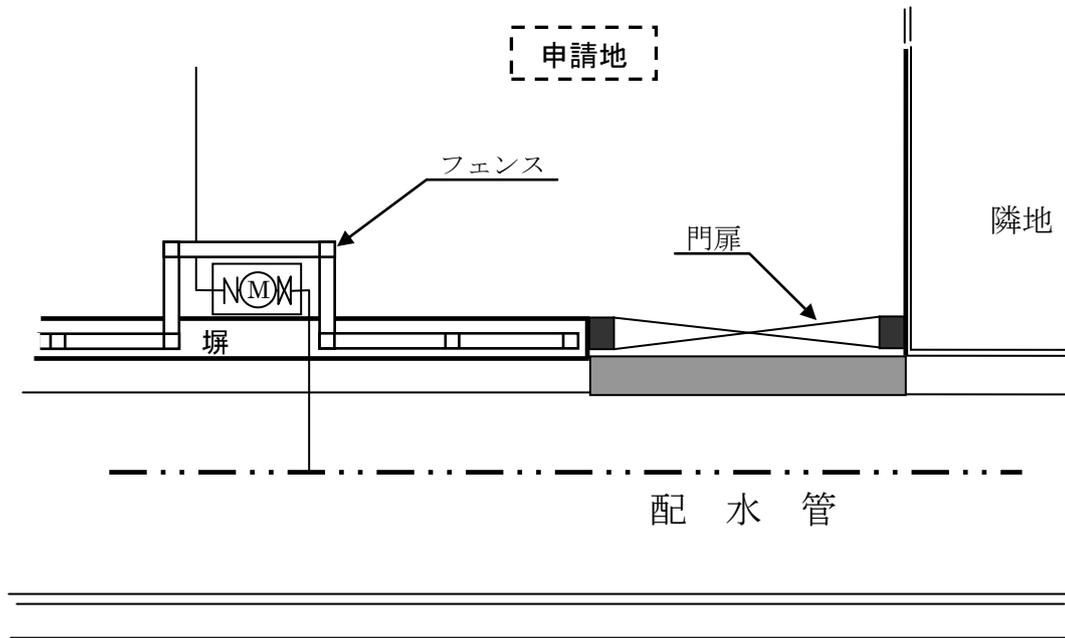
(2) 複数装置



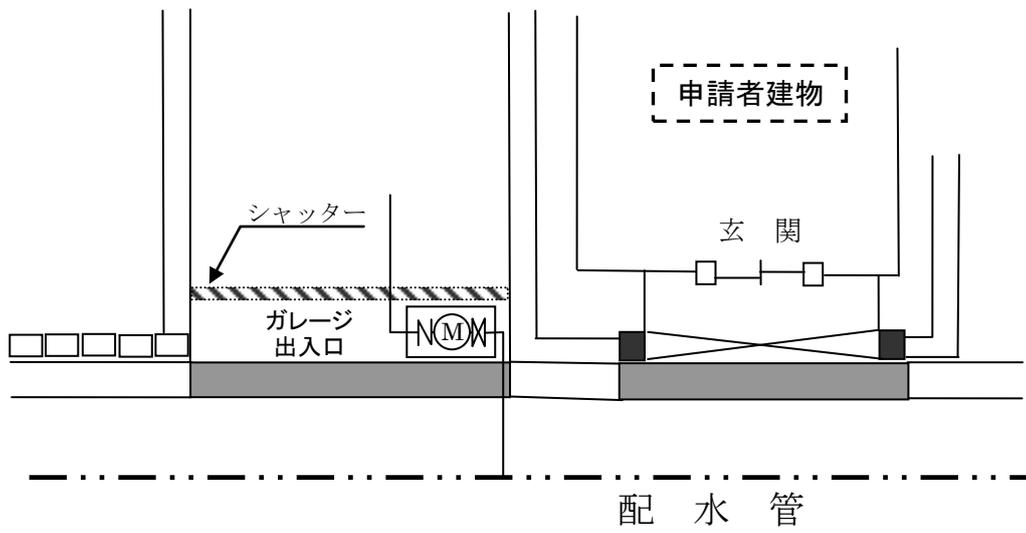
門がある場所に設置する場合



塀の上に設置する場合



ガレージのある場所に設置する場合



先行取出しがあり、取出し変更が出来ず

擁壁等が設置される場合

